

静岡県がんセンター局管理規程第2号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																					
<p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>6 6級</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) マネジメントセンター長の職務 (2) 事務局次長の職務 (3) 事務局参事の職務 (4) 事務局技監の職務 (5) 課長の職務 (6) 室長の職務 (7) 専門官の職務 (8) 前号第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>ウ がんセンター医療職給料表(1)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	(略)		6 6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) マネジメントセンター長の職務 (2) 事務局次長の職務 (3) 事務局参事の職務 (4) 事務局技監の職務 (5) 課長の職務 (6) 室長の職務 (7) 専門官の職務 (8) 前号第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務 	職務の級	職務	(略)		<p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>6 6級</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 疾病管理センター参事の職務 (2) マネジメントセンター長の職務 (3) 事務局次長の職務 (4) 事務局参事の職務 (5) 事務局技監の職務 (6) 課長の職務 (7) 室長の職務 (8) 専門官の職務 (9) 前号第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>ウ がんセンター医療職給料表(1)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	(略)		6 6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 疾病管理センター参事の職務 (2) マネジメントセンター長の職務 (3) 事務局次長の職務 (4) 事務局参事の職務 (5) 事務局技監の職務 (6) 課長の職務 (7) 室長の職務 (8) 専門官の職務 (9) 前号第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務 	職務の級	職務	(略)	
職務の級	職務																						
(略)																							
6 6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) マネジメントセンター長の職務 (2) 事務局次長の職務 (3) 事務局参事の職務 (4) 事務局技監の職務 (5) 課長の職務 (6) 室長の職務 (7) 専門官の職務 (8) 前号第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務 																						
職務の級	職務																						
(略)																							
職務の級	職務																						
(略)																							
6 6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 疾病管理センター参事の職務 (2) マネジメントセンター長の職務 (3) 事務局次長の職務 (4) 事務局参事の職務 (5) 事務局技監の職務 (6) 課長の職務 (7) 室長の職務 (8) 専門官の職務 (9) 前号第1号、第2号及び第3号の職務のうち、前各号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務 																						
職務の級	職務																						
(略)																							

4 4級	(1)～(6) (略) (7) <u>ゲノム医療支援室長の職務</u> (8) 遺伝カウンセリング室長の職務
(略)	

(略)

オ がんセンター医療職給料表(3)級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	
5 5級	(1) 副看護師長の職務 (2) <u>看護主査の職務</u> (3) <u>主査の職務</u>
(略)	

(略)

別表第6 (略)

職員の区分		手当額
1 医師 及び歯科 医師	(1)～(2) (略)	
	(3) 乳腺センター長、部長、医療安全管理監、 <u>ゲノム医療支援室長</u> 、 <u>遺伝カウンセリング室長</u> 、 <u>副医長及び血液管理室長</u>	1月に つき 57,900 円
(4) (略)		
(略)		

4 4級	(1)～(6) (略) (7) <u>ゲノム医療推進部長の職務</u> (8) 遺伝カウンセリング室長の職務 (9) <u>化学療法センター長の職務</u> (10) <u>検診センター長の職務</u>
(略)	

(略)

オ がんセンター医療職給料表(3)級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	
5 5級	(1) 副看護師長の職務 (2) <u>主幹の職務</u> (3) <u>看護主査の職務</u> (4) <u>主査の職務</u>
(略)	

(略)

別表第6 (略)

職員の区分		手当額
1 医師 及び歯科 医師	(1)～(2) (略)	
	(3) 乳腺センター長、部長、医療安全管理監、 <u>ゲノム医療推進部長</u> 、 <u>遺伝カウンセリング室長</u> 、 <u>副医長、血液管理室長及び検診センター長</u>	1月に つき 57,900 円
(4) (略)		
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。